

ひみ深夜電力AおよびB

低 圧 供 給 約 款
(料 金 表)

2023年4月1日 実施

氷見ふるさとエネルギー株式会社

本 則

1 契約種別

この低圧供給約款（料金表）のひみ深夜電力AおよびB（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、それぞれひみ深夜電力Aおよびひみ深夜電力Bといたします。

2 ひみ深夜電力A

(1) 適用範囲

富山県氷見市内における、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために小型機器または動力を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、北陸電力株式会社の低圧特別約款（料金表）の深夜電力AおよびBの深夜電力Aの適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、北陸電力送配電株式会社または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

契約電力は、0.5キロワットといたします。

(4) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(5) 料 金

料金は、1月につき次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

1 契約につき	2,592円53銭
---------	-----------

(6) その他

イ 当社は、低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）10（需給契約の単位）により、1需要場所において1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。

ロ (4)により、契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送供給等約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

ハ その他の事項については、次に定める場合を除き、要綱によるものといたします。

(イ) 要綱31（違約金）(1)ホにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ロ) 要綱38（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金等の精算）に定める事項については、適用いたしません。

3 ひみ深夜電力B

(1) 適用範囲

富山県氷見市内における、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、小型機器または動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、北陸電力株式会社の低圧特別約款（料金表）の深

夜電力AおよびBの深夜電力Bの適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送供給等約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(3)により算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，1キロワット以上といたします。

(4) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当該一般送配電事業者等は，供給設備の状況により，(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

(5) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，要綱別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を差し引き，または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	324円50銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	24円61銭
------------	--------

(6) その他

イ 当社は、要綱10（需給契約の単位）により、1需要場所において1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。

ロ (4)により、契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送供給等約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

ハ その他の事項については、次に定める場合を除き、要綱によるものといたします。

(イ) 要綱31（違約金）(1)ホにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

(ロ) 要綱38（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金等の精算）に定める事項については、適用いたしません。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、要綱19（料金の算定）および要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ ひみ深夜電力Aの場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) ひみ深夜電力A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、ひみ深夜電力Aの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) ひみ深夜電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたし

ます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申し出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) ひみ深夜電力Aの場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。